

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成28年12月16日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

しみずちよう
北海道清水町における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例のこれまでの対応状況（12月16日22時30分現在）

- 1 本日（16日（金））、北海道しみずちよう清水町の家きん農場において、死亡羽数が増加したため、当該農場から本日10時に十勝家畜保健衛生所に通報。
- 2 家畜防疫員が当該死亡家きんについて簡易検査を行ったところ、本日14時30分に陽性と判明。
- 3 引き続き、遺伝子検査を実施した結果、本日22時30分にH5亜型陽性と判明（疑似患畜と判定）。
- 4 今後、明朝までに殺処分の準備、農場の消毒等の防疫措置が行われ、その後、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却等の防疫作業が開始される予定。

5 なお、北海道知事は、陸上自衛隊第5旅団長に対して、22時30分に殺処分等に係る災害派遣を要請したところ。

【農場概要】

<北海道>

農場所在：北海道上 かみかわぐんしみずちよう川郡清水町

飼養形態：採卵鶏約21万羽（22鶏舎）

※ 半径3 km圏内の家きん飼養農場（発生疑い農場は除く。）

： 1戸約1万羽

※ 半径3-10km圏内の家きん飼養農場： 6戸約18万羽

平成28年12月16日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該1農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 本日、細田政務官が上京されている北海道知事と面談するとともに、明日、消費・安全局参事官を北海道に派遣。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。
- 7 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 明朝、疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日確認された北海道における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

本日確認された北海道における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

今後、NA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （2）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385

平成 28 年 12 月 16 日

家きんにおける^{こうびょうげんせい}高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省

北海道上川郡^{しみず}清水町の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 北海道地方環境事務所に、北海道と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 「野鳥緊急調査チーム」を現地に派遣予定。

※野鳥緊急調査チーム：現地の状況把握、指導助言等を実施。

※家きんの発生を受けての対応

確認日	場所	種類	野鳥緊急調査 チームの派遣	野鳥監視重 点区域の 設定日
11 月 28 日	青森県 青森市	あひる	12 月 1 日～6 日	11 月 28 日
11 月 29 日	新潟県 関川村	採卵鶏	12 月 1 日～3 日	11 月 28 日
11 月 30 日	新潟県 上越市	採卵鶏	12 月 6 日～8 日	11 月 30 日
12 月 2 日	青森県 青森市	あひる	12 月 1 日～6 日 ※1 例目と併せて実施	11 月 28 日
12 月 16 日	北海道 清水町	採卵鶏	準備中	12 月 16 日

<野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年10月～翌年4月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは、野鳥等において13道県69例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が確認され、1シーズンで過去最高の確認件数。
- 12/13（火）には一層の監視の強化と迅速な情報共有を徹底するよう都道府県に再度の通知。

場所	検体	検出日
いづみし 鹿児島県出水市	ねぐらの水	11月18日
	ナベヅル22羽	11/22、24、28、29、12/2、5、7、9、12、16
	ヒドリガモ3羽	11月28日、12月5日
	カモ類糞便	11月28日
	オナガガモ1羽	11月29日
	マナヅル1羽	11月29日
秋田県秋田市	コクチョウ3羽	11月21、28日
	シロフクロウ3羽	11月30日、12月12日
鳥取県鳥取市	カモ類糞便(3例)	11月21、28日
〃 米子市	コハクチョウ2羽	11月30日
岩手県盛岡市	オオハクチョウ	11月28日
宮城県登米市	マガン	11月29日
〃 栗原市	マガン	12月5日
兵庫県小野市	カモ類糞便	12月1日
北海道苫小牧市	ハヤブサ	12月5日
〃 北見市	オオハクチョウ2羽	12月8、13日
新潟県阿賀野市	コハクチョウ4羽	12月7、12、13日
〃 〃	オオハクチョウ	12月13日
〃 上越市	ハシボソガラス	12月9日
〃 〃	ハヤブサ	12月9日
茨城県水戸市	オオハクチョウ	12月7日
	ユリカモメ	12月12日
	コブハクチョウ3羽	12月13、16日
福島県福島市	オオハクチョウ	12月8日
愛知県名古屋市	コクチョウ3羽	12月12日
	シジュウカラガン	12月13日
	マガモ2羽	12月13日
	ヒドリガモ	12月13日
青森県八戸市	オオハクチョウ	12月15日
栃木県真岡市	オオタカ	12月16日

- 国内の複数箇所で発生したため、11月21日に野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」に引き上げ。
- 各発見地の周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定するとともに「野鳥緊急調査チーム」の派遣等、野鳥の監視を強化。これまで異状は確認されていない。

高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (2016. 12. 16 21:00時点)

